

令和8年
7月1日から

浄化槽法定検査の 手数料が変わります

浄化槽をご利用の皆様へ

浄化槽の維持管理にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
これまで、浄化槽の法定検査手数料につきましては、平成7年度の改定以降、長年据え置きとなっていました。
しかし、近年の物価上昇や諸経費の増大により、現行の手数料では検査業務を維持することが難しくなりました。
このため、埼玉県の手続きを経て下記のとおり手数料が改定されました。
ご負担をおかけし誠に恐縮ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

必ずご一読ください



家庭用の浄化槽（10人槽以下）の場合

※事業所、共同住宅等で浄化槽（11人槽以上）をご利用の方は裏面をご覧ください

定期検査（浄化槽法第11条）

改定前 令和8年6月30日まで 5,000円



改定後 令和8年7月1日から 6,000円

【令和8年度検査（～令和9年3月31日）について】

- ・令和8年6月30日までに検査を申し込みいただいた方は、改定前の手数料(5,000円)が適用されます。
- ・継続検査の申し込みをされている方は、改定前の手数料(5,000円)が適用されます。

詳しくは下記までお問い合わせください

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

■土呂支所 〒331-0804 さいたま市北区土呂町1-50-4
TEL 048-778-8700
(平日 9:00～17:00)



事業所・共同住宅等（11人槽以上）の場合

改定前（令和8年6月30日まで）

人槽	設置後の検査	定期検査
	浄化槽法第7条検査	浄化槽法第11条検査
10人槽以下	13,000	5,000
11～20人槽	14,000	7,000
21～50人槽	16,000	10,000
51～300人槽	21,000	13,000
301～500人槽	23,000	15,000
501人槽以上	40,000	32,000



改定後（令和8年7月1日から）

設置後の検査	定期検査
	浄化槽法第7条検査
14,000	6,000
15,000	8,000
17,000	11,000
22,000	14,000
24,000	16,000
40,000	32,000

検査手数料は非課税です

- 令和8年6月30日までに検査を申し込まれた方、または法定検査の継続依頼の申し込みをされている方は、令和9年3月31日検査実施分まで改定前の手数料が適用されます。

【設置後の検査（浄化槽法第7条）の取扱いについて】



浄化槽を新たに設置、あるいは既存浄化槽を更新される場合は、建築確認申請や浄化槽設置届出時に設置後の検査（併せて定期検査）の申し込みをすることとなっています。

設置後の検査時期は、建築工事や使用開始までの期間により変動しますので下記のとおり取り扱います。申込時の手数料と差額が生じた場合は、検査後に差額を徴収いたします。

○10人槽以下の検査の例（11人槽以上は上記改定後の手数料を参照）

設置後の検査（浄化槽法第7条）			定期検査（浄化槽法第11条）	
検査申込日	実施時期	手数料	実施時期	手数料
～R8.6.30	※1	13,000	～R9.3.31	5,000
			R9.4.1～	6,000
R8.7.1～	※1	14,000	R9.4.1～	6,000

※1：浄化槽の使用開始後3か月～8か月の間に実施